



条例改正のポイント

平成28年6月に特定非営利活動促進法が改正されたことを踏まえ、「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」を次のとおり一部改正しました。

役員報酬規程等の事務所への備置期間が延長されます。

現 行

翌々事業年度の末日まで

改 正 後

作成の日から起算して**5年**が経過した日を含む事業年度の末日までの間(約5年)

- ✓ 平成29年4月1日以降に開始する事業年度の書類から適用されます。
- ✓ 所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります。

助成の実績を記載した書類の事務所への備置期間が延長されます。

現 行

作成の日から起算して3年
が経過した日を含む事業年度の末日までの間

改 正 後

作成の日から起算して**5年**
が経過した日を含む事業年度の末日までの間(約5年)

- ✓ 平成29年4月1日以降に行われる助成金の支給に係る書類から適用されます。
- ✓ 所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります。

条例改正のポイント（続き）

 海外送金、金銭の海外持ち出しに関する書類が事後提出になります。

現 行

200万円超：事前

200万円以下：年度終了後



改 正 後

**金額にかかわらず
：年度終了後**

- ✓ 平成29年4月1日の属する事業年度の翌年度における海外送金又は金銭の海外持ち出しから適用されます。

Q&A

Q. いつから役員報酬規程等に係る書類等の備置期間が延長されますか？

A. 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する役員報酬規程等に係る書類及び平成29年4月1日以後に行われる助成金の支給に係る書類から適用になります。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人については、平成29年度の役員報酬規程等及び平成29年度に行う助成金の支給から対象となります。

Q. 備置期間が延長される書類には何が含まれますか？

A. 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程など条例第12条第2項第2号から第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類（条例第12条第3項）が対象となります。

Q. いつの時点の海外送金等まで、事前届出が必要となりますか？

A. 平成29年4月1日を含む事業年度の200万円超の海外送金等については、従来どおり事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要となります。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人の場合、平成29年度中の200万円超の海外送金等については従来どおり事前の書類作成等が必要となります。

- 全てのNPO法人、認定NPO法人に係る法改正の概要については、内閣府NPOホームページ（<https://www.npo-homepage.go.jp/>）、県ホームページ（<http://www.saitamaken-npo.net/>）等を御確認ください。

【お問い合わせ】

埼玉県県民生活部共助社会づくり課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話:048-830-2823（直通）

<埼玉県NPO情報ステーション（NPOコバトンびん）>

<http://www.saitamaken-npo.net/>